

# 社会保険等未加入対策に係る建設工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

平成28年3月14日  
広島県

広島県では、建設業者の社会保険等未加入対策の取組を促進するため、平成28年4月1日以降に県と契約を締結する建設工事について、次のとおり建設工事請負契約約款を改正します。

## 1 建設工事請負契約約款に追加する条項

受注者（元請負人）が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約することを原則禁止します。

### （受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって発注者が必要であると認める場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段の規定により発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に規定する期間内に確認書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

なお、建設業許可の有無に関わらず、建設工事を下請する業者と締結する契約が対象となります。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外です。

## 2 受注者による社会保険等の加入状況の確認

### （1）確認方法

①下請契約の締結前に、相手方の社会保険等への加入状況を、保険料の領収済通知書等により確認してください。（適用除外の場合、除外事由を相手方から資料等で確認してください。）

②契約締結後、施工体制台帳を作成し、発注機関へ写し（契約書等含む。）を提出してください。

### （2）特別の事情について

発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間（1か月）内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に一次下請契約が認められます。

### 「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

### 「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

## 3 未加入であった場合の措置

提出された施工体制台帳により一次下請業者が社会保険等に未加入であった場合は次のとおり措置を行います。

- （1）一次下請業者に対しては、許可行政庁への通報（加入指導）
- （2）受注者に対しては、違約金の徴収、指名除外措置及び工事成績点の減点措置

## 4 実施時期

平成28年4月1日以降県と受注者が契約を締結する建設工事から適用します。

問合せ先：土木建築局建設産業課  
電話 082-513-3821（ダイヤルイン）